

第4回
幾春別川総合開発事業の
関係地方公共団体からなる検討の場

日 時：平成24年10月25日（木）13:00～14:30
場 所：岩見沢平安閣

1. 開 会

○事務局（河川調整推進官）：

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催させていただきます。なお、石狩市長様におかれましては、少し遅れるという連絡がございましたので、後ほどいらっしゃるかと思います。

私は、本日司会進行を務めさせていただきます北海道開発局建設河川計画課で河川調整推進官をしております小林です。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、会場の皆様をお願い申し上げます。会場の皆様に配布させていただいております「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の公開について」に記載しているとおり、議事進行の妨げにならないよう静粛にさせていただくとともに、携帯電話につきましては、電源をお切りになるかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。また、円滑な運営を図るため、フラッシュ、照明等を用いた撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。傍聴席より前や指定させていただいております撮影場所より前での撮影はお控えいただくようお願いいたします。

なお、事務局では本検討の場の記録のため、録音及び撮影を行うことをご了承願います。

それではまず資料の確認でございますけれども、議事次第と裏に出席者名簿となっているもの、それと資料一覧と書いてございまして資料1から8、参考資料1から7がつづつあるもの、資料9の報告書、資料10の報告書の別冊資料、以上4種類を配付させていただきます。なお、資料9及び10につきましてはページ数が大変多い資料となっておりますので、本日は構成員の皆様のみへの配付とさせていただきます。

なお、これらの資料につきましては、北海道開発局のホームページに検討の場が終わった後掲載する予定でおりますので、そちらから入手していただくようお願いいたします。また、構成員の皆様には、机の上に3回目までの資料のファイルをつづつております資料が置いてありますので、必要に応じてご覧いただければと思います。

以上となりますけれども、資料の足りない方がいらっしゃいましたら事務局までお知らせしていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、本日お集まりいただきました出席者をご紹介します。まず、北海道知事の代理でございます土木局長の土栄様でございます。札幌市長の代理でございます下水道河川担当局長の吉岡様でございます。岩見沢市長の松野様でございます。美唄市長の代理でございます都市整備課長の近藤様でございます。江別市長の三好様でございます。三笠市長の小林様でございます。石狩市長の田岡様でございます。当別町長の代理でございます副町長の近藤様でございます。新篠津村長の東出様でございます。

検討主体からの出席者を紹介させていただきます。北海道開発局長の関です。同じく河川計画課長の原です。札幌開発建設部長の西村です。同じく次長の石塚です。よろしくをお願いします。

議事に先立ちまして、北海道開発局長関より挨拶申し上げます。

2. 挨拶（北海道開発局）

○北海道開発局長（関 博之）：

9月11日付で前任の高松から引き継ぎまして開発局長になりました関でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日は皆様お忙しい中、第4回目の幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。検討主体を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

この検討の場は、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討につきまして、皆様方からご意見をいただきながら検討内容の確認を深め、検討を進めていくために平成22年12月、皆様のご協力を賜り設置させていただきました。本日はその4回目ということでございます。

前回3回目では、中間とりまとめに示されている治水、利水の対策案の概略評価及びパブリックコメントの実施方法につきましてご審議いただきました。本日4回目でございますけれども、内容につきましてはパブリックコメントの結果、治水、利水、各項目の評価軸ごとの評価、目的別の総合評価及び全体の総合的な評価についてご審議いただく予定でございます。

内容は盛りだくさんになってございます。皆様方から忌憚のないご意見をいただきますようにどうぞよろしくお願いたします。時間は限られておりますが、どうぞよろしくお願いたします。

3. 議 事

○事務局（河川調整推進官）：

それでは、これより議事に入らせていただきます。円滑な運営を図るため、フラッシュ、照明等を用いた撮影はここまでとさせていただきます。ご協力をお願いします。

それでは、本日の議事につきまして、資料1で説明させていただきます。本日の議事でございますけれども、まずダム事業の点検ということでご説明させていただきます。また、第3回目の治水対策案、新規利水の対策案、流水の正常な機能の維持の対策案についてパブリックコメントをさせていただきました。その結果についてご説明させていただこうと思っております。その後、対策案を含めて評価軸ごとの評価というのを行った上で、治水、利水、流水の正常な機能の維持の目的別の総合評価、さらに幾春別川総

合開発事業の総合的な評価までをご審議いただく予定でございます。さらにその後、意見聴取という形で学識経験者、関係住民の意見聴取方法についてもご説明させていただく予定でございます。終了時間につきましては15時を予定しておりますので、ご協力願います。

それではまず、資料2から資料4-4まで担当よりご説明申し上げます。

○事務局：

札幌開発建設部の河川計画課長をやっております岡部でございます。どうぞよろしくお願います。それでは、私のほうから資料をご説明したいと思います。

まず、資料2を御覧ください。計画の前提となっているデータの点検についてでございます。

左上に1と書いてあるところですがけれども、点検の概要をお示ししております。今回、再評価実施要領細目に基きまして、雨量データでありますとか流量データ、いわゆるダム計画あるいは治水計画に用いているものの点検を実施しております。今回の検証に係る検討につきましては点検の結果、必要な修正を反映しまして、このデータを用いて実施しているところでございます。

点検結果の中身につきましては、非常に膨大なデータでございますけれども、別途インターネット等を通じて公表する予定でございます。資料2については以上です。

それでは、パブリックコメントの結果についてご説明したいと思います。資料3をご覧ください。

1ページ目でございます。意見募集の概要ですがけれども、今回の意見募集につきましては、前回立案しました複数の治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案以外の具体的な対策案のご提案ということをお聞きました。また、複数の対策案に関する概略の評価及びその抽出に対するご意見というのをいただくということで募集を行っております。

1カ月の募集期間を経まして、郵送あるいはFAX、電子メール等で意見をいただいております。全部で13件のご意見をいただいたところでございました。意見の概要といたしまして、具体的な対策案のご提案はございませんでした。ここで治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案につきまして、その評価の中身といったものについてご意見をいただいたところでございます。

具体的にその中身をご説明したいと思います。2ページ以降でございますけれども、いただいた意見の原文自体は参考資料2のほうにつけておりますけれども、説明のためにこのような資料をつくりました。治水、新規利水、流水の正常な機能の維持に分けまして、ご意見をさらにその中の項目ごとに分けまして、検討主体である開発局の考え方というものを取りまとめております。

3、4 ページを説明いたします。まず3 ページですけれども、まず治水対策案に関するご意見でございます。治01 という番号を左に振っておりますけれども、幾春別川総合開発事業を含む治水対策案につきましてご意見をいただいております。環境への負荷が小さいでありますとか、用地の問題が少ないでありますとか、あるいは工期の短縮に対する重要性のご指摘をいただいております。また、治02 幾春別川総合開発事業を含まない対策案についてもご意見をいただいております。非現実的でありますとか、住民への負担や影響が大きい、あるいは工期、事業費の増大などといったことをご指摘いただいております。これらにつきましては、要領細目に従いまして、実現性やコストといったような評価軸で評価を行っております、その中に反映させております。そういった旨を検討主体の考え方に記載させていただいております。

次、4 ページでございます。治03 検証の進め方、治04 事業の賛否に関するご意見をいただいております。これまでの災害でありますとか近年の異常気象といったことに言及されまして、早期の検討でありますとか早期の事業着手といったことについてご指摘をいただいております。検討主体の考え方といたしましては、予断なく関連する手続きをやっているところなのでございますけれども、できるだけ速やかに対応方針の（案）をとりまとめたいと考えております。以上が治水対策案のところでございます。

続きまして、5 ページ以降を説明いたします。ここからは新規利水の対策案についてのご意見でございます。5、6 ページにまたがっておりますけれども、利01 幾春別川総合開発事業を含む新規利水対策案についてのご指摘、利02 幾春別川総合開発事業を含まない対策案についてのご指摘でございます。利01 につきましては、コストや老朽化から、補強を考えてのかさ上げが現実的ではないかというご指摘がございました。また、利02 につきましては、コストでありますとか地域間調整、あるいは環境への負荷といったことについてご指摘をいただいております。検討主体の考え方といたしましては、こういったような評価を評価軸の中で評価しまして、検討を進めております。ダムのお朽化につきましては、適切な維持管理をしておりますので、支障は生じないということを整理しております。

続きまして7、8 ページでございます。個別の対策案についてのご意見でございます。利03 地下水取水案、利04 河道外貯留施設（貯水池）案、ダム再開発（掘削）案（水道用水）、利05 既得水利の合理化、06 水源林の保全についてご意見をいただいております。地下水への影響でありますとか、あるいはコスト面、不要な既得水利権の転用についてのご指摘をいただいております。既得水利権の転用につきましては、関係者の意見を伺いまして可能性があるものについては、これを反映させた対策案を立案しまして、評価の中に反映させております。また、水源林の保全につきましては、評価は困難なのですけれども、重要な方策として各案に組み合わせたといった評価をしております。その他ご指摘の点を踏まえながら評価するなど、評価に反映していることをここで

整理させていただいております。

続きまして9ページからなのですがすけれども、利07検証の進め方、あるいは利09事業の賛否についてご意見をいただいております。現計画のままでよい、早期に資料を示して早く検証を進めるべき、早く現計画を進めてほしい等の指摘がございます。これにつきましては先ほどと同様に、早急に対応方針（案）を取りまとめた旨を書いております。また、利08桂沢ダムの水質につきまして、堆砂や渇水期の水質の悪化から早急な対策をご指摘いただいておりますけれども、現在、桂沢ダムにつきましては、支障を来すような堆砂でありますとか水質の悪化といったものはないということを整理しております。利10水道用水の確保について、その重要性のご指摘をいただいておりますところでございます。

11ページから流水の正常な機能の維持についてのご意見でございます。流01地下水取水案でありますとか、流02既得水利の合理化・転用、流03水源林の保全についてご意見をいただいております。これにつきましては、先ほどご説明した内容と重複しますが、同様の整理をさせていただいております。

最後の12ページ、流04検証の進め方、流05事業の賛否につきまして同じように、早く進めてほしい、あるいは速やかに進めてほしいということがございまして、これにつきましても、できるだけ早く取りまとめた旨を整理しております。

今のところまでがパブリックコメントのご説明になります。

続きまして、資料4-1でございます。各目的の概略評価の（案）についてご説明いたします。

資料1ページから、前回のおさらいになりますけれども、第3回の検討の場でお示しました治水対策案の一覧を示しております。縦に各対策案を示してございまして、横に中身の組み合わせとして各々書いております。横の1列が各々の対策案になります。1ページ目は、②河道改修を中心とした対策でございます。2ページ目が、③洪水調節施設によって洪水流量を低下させる対策を中心にしたもの、3ページ目が、④流域を中心とした対策になっております。

これらの対策案につきまして前回概略評価を行ってございまして、その結果が4ページでございます。簡単にご説明しますと、②河道改修を中心とした案につきましては、No.1河道掘削、No.5引堤については下流部のみのものと河道掘削を組み合わせたもの、これについて抽出をしております。③洪水調節施設により洪水流量を低減させる案につきましては、No.7ダムの有効活用として操作ルールの見直し、No.8桂沢ダムをかさ上げするといった対策、No.9遊水地、この3案を抽出しております。④流域を中心とした対策につきましては、No.11水田等の保全ということで、畦畔をかさ上げして洪水調節をするといったような案を抽出してございました。

次の5ページにまいりまして、関係者等のご意見を踏まえた概略評価（案）というこ

とでございます。検討の場合あるいはパブリックコメントを踏まえまして、棄却した治水対策案への意見というのは、支持するご意見はございませんでした。また、新たな治水対策案の提案というのは、提案はございませんでした。

そういったことで、6ページに最終的な抽出の整理をしております。先ほどと重複しますが、黄色のところは今回抽出した案でございます。No.8のダムの有効活用の桂沢ダムかさ上げにつきましては、前は治水のかさ上げのみを考慮していたのですが、今回は治水、利水含めたものを選定しまして、合理化を図っております。

7ページは、これら抽出したものを一覧表にしたところでございます。

続きまして、資料4-2新規利水（水道用水）のご説明でございます。

同じように1ページに、お手元の資料をご覧いただきながらご説明をしたいと思うのですが、前回お示ししました新規利水（水道用水）の一覧を示しております。同じように組み合わせの内容を示しております。先ほどは横でひとくくりになっていましたけれども、今度は縦でひとくくりになっておるところでございます。

これの抽出した結果が2ページでございます。新規利水（水道用水）につきましては、No.1河道外貯留施設（貯水池）、No.2ダム再開発（掘削）、No.7既得水利の合理化・転用といったものを抽出しておりました。

これにつきまして、関係者のご意見を踏まえた概略評価（案）が3ページでございます。関係する利水者に支障がないか聞いたところ、No.2ダム再開発（掘削）案につきましては、支障がないものでなければ同意しかねるとの回答をいただいております。これについては、評価軸ごとの評価を行う際に考慮いたします。次に、既得水利権の転用に関しまして、関係する事業者はNo.7既得水利の合理化・転用の事業予定を聞いております。これにつきましては、現時点で利用可能なものが見込みがございませんでしたので、No.7既得水利の合理化・転用というのは今回、概略評価において棄却することとしております。検討の場合あるいはパブリックコメントのご意見でございますけれども、新規利水（水道用水）に関しまして言うと、支持するご意見はございませんでした。また、新たな提案もございませんでしたので、そういうところも反映しながらやっております。

最終的な取りまとめが4ページでございます。黄色のところは抽出したものでございます。No.1河道外貯留施設（貯水池）、No.2ダム再開発（掘削）を採用しております。No.7既得水利の合理化・転用につきましては、先ほどご説明したとおり予定がございませんので、今回棄却をしております。

それらをまとめたのが5ページでございます。

続きまして、資料4-3新規利水（工業用水）についてご説明いたします。

1ページが先ほどと同じように内訳をまとめたようなものでございまして、第3回の抽出状況が2ページになっております。No.2ダム再開発（掘削）、No.3他用途ダム容量の買い上げ、No.5地下水取水、No.6ため池、No.8ダム使用権等の振替、No.9既得水利の

合理化・転用といったものを抽出しております。

それにつきまして関係者等のご意見を踏まえた評価（案）というのが、3ページにまとめさせていただいております。No.2ダム再開発（掘削）につきましては、関係する利水者から、いわゆる利水計画に支障がない対策でなければ同意しかねるとの回答がありましたので、評価軸ごとの評価の中で考慮いたします。No.3他用途ダム容量の買い上げ、あるいはNo.8ダム使用権等の振替につきましては、今権利を持っている者からは同意できないといった回答がございましたので、これについては概略評価において棄却を行っております。No.9既得利水の合理化のことですけれども、関係する事業者に聞いたところ、取水可能なところとして由仁の上水道について合理化の計画が予定されているとの回答がございました。これを仮に転用できたらということで対策案を立案しておりますが、必要な開発量の10分の1しかございませんので、これに加えまして地下水を取水する、こういったものと合わせました対策案を立案して、評価軸ごとの評価を行っております。最後に、検討の場のご意見あるいはパブリックコメントでございますけれども、前回の概略評価で棄却したものについて支持のご意見等はございませんでした。また、新しいご提案もございませんでしたので、その旨を取りまとめております。

その結果をまとめたものが4ページでございます。黄色のところが今回抽出したものでございまして、No.2ダム再開発、No.5地下水取水、No.6ため池、No.9既得水利の合理化については、地下水との組み合わせで採用しております。一方で、No.3他用途ダム容量の買い上げでありますとか、No.8ダム使用権の振替につきましては、現在、権利を有する者が同意できないということで棄却をしております。

これらを抽出して並べたのが5ページでございます。

最後になりますけれども、流水の正常な機能の維持について4-4の資料でご説明いたします。

1ページ目が、同じく全体の取りまとめをマトリックスで示しておるものでございます。

次の2ページが、第3回検討の場で提示した抽出（案）でございますけれども、No.1ダム再開発（掘削）、No.2水系間導水、No.3地下水取水、No.5既得水利の合理化・転用、No.6河道外貯留施設とダム再開発の組み合わせ、No.7河道外貯留施設と水系間導水、No.8河道外貯留施設と地下水取水の組み合わせを抽出しております。

関係者等のご意見を踏まえた概略評価（案）を3ページにまとめておりまして、No.1ダム再開発、No.2水系間導水、No.6河道外貯留施設にダム再開発を組み合わせたもの、No.7河道外貯留施設に水系間導水を組み合わせたものにつきましては、関係する河川使用者には影響がないようにということでご意見をいただいております。そういったことを評価軸ごとの評価の中で反映させてまいります。関係する事業者No.5既得水利の合理化・転用についてご意見を伺っております。これにつきましては、現時点で利用可

能なものが見込みがないということで、概略評価から棄却をしております。検討の場合、パブリックコメントについても、特段のご意見はいただいておりますので、その他については現状どおりということになっております。

4 ページに先ほど申し上げたものをまとめたものがございます。黄色のところは抽出したものでして、現計画案に加えましてNo.2 水系間導水、No.3 地下水取水を抽出したいと考えております。No.5 既得水利の合理化につきましては、新たな予定がなかったので棄却をしております。また非常にコストが高いNo.1 ダム再開発（掘削）でありますとか、No.6 河道外貯留施設とダムを組み合わせたもの、No.7 河道外貯留施設と水系間導水を組み合わせたもの、No.8 河道外貯留施設と地下水取水を組み合わせたものについては、コストが高いということで、今回ここで棄却をしております。

これらをまとめたものが5 ページでございます。

以上で私の説明を終わります。

○事務局（河川調整推進官）：

説明が長くなりますので、ここで一旦切らせていただいております。

ポイントとしましては、治水対策案のところ、ダムの有効活用案の桂沢ダムのかさ上げというのは、現桂沢ダムをかさ上げして治水容量を確保するという案から、新桂沢ダム1ダムをつくって治水、利水を確保する案に変えたほうが、先ほどは合理化とっておりましたけれども、コスト縮減が見込めるということで、少し修正させていただいたものを提案させていただいているというところでございます。

これまでの内容で何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。

そうしましたら、資料5-1から6までですけれども、先ほどご説明しました治水、新規利水及び流水の正常な機能の維持の対策案についての評価軸ごとの評価と、それをそれぞれ目的別に評価したもの、さらには事業全体の総合的な評価までご説明させていただきます。それでは、よろしく申し上げます。

○事務局：

資料5-1からご説明いたします。前が見づらいので、お手元の資料をご覧くださいと思います。

1 ページですけれども、見方なのですが、一番左の欄に安全度と書いてありますけれども、ここがいわゆる評価軸でございます。この後、環境等、各々評価軸ごとの評価をやることとなります。その横に黒丸（以下、「●」とする）でございますのが考え方といたしまして、この内容ごとにご説明いたします。横に並べておりますのが、治水に関する対策案で、現計画案、河道掘削案等々並んでおります。

評価の前提といたしまして、昭和56年8月上旬の洪水レベルであります河川整備計

画レベルの目標について、各案とも安全度を確保するというを前提としております。2つ目の●からなのですけれども、目標を上回る洪水について各々どういう差があるかということでございます。現計画案の場合には、新桂沢ダム、三笠ぼんべつダムが両方効果を発揮します。新桂沢ダム1ダム案につきましては、洪水調節効果はそのダムについて発現されます。その他の案の場合には、桂沢ダムでありますとか遊水地が有りましたが、完全に効果の発揮はされないということになります。このため、2ダムによる洪水調節が行われる現計画案に比べますと、各案というのは河道の水位が計画高水位を超える区間は長く、またその超える程度が大きくなる区間が長くなるといった差がございます。また、基本方針レベルより大きい洪水につきましては、いずれの場合も洪水調節施設の効果が完全に発揮されないという状況になっております。局所的な大雨につきましては、各施設の整備の場所に応じて効果は異なります。こういった差を説明させていただいております。

続きまして2ページでございます。同じく安全度なのですけれども、1つ目の●ですが、段階的にどのような安全度が確保されていくのかということでございます。現計画案につきましては10年後に整備が完了いたしまして、ダム、河道ともに効果を見込んでおります。ダム操作ルール見直し案、新桂沢ダム1ダム案、遊水地案、水田等の保全案というのは、10年後には洪水調節に関する施設の効果は見込まれるのですけれども、これらについては関係者との調整が前提となります。また、10年後の河道改修についてなのですけれども、河道掘削が多くなる河道掘削案、引堤・河道掘削案、遊水地案、あるいは水田等の保全案につきましては、現計画案に比べまして多くの区間で河道の対策が不十分となりますので、河道で高い水位となる区間が多く生じるという差がございます。安全度の2つ目の●のところ、どの範囲でどのような効果ということなのですけれども、先ほど申しましたような時間の差はございますけれども、対策案終了後の範囲につきましては、各案の相違はございません。

次にコストの面でございます。1つ目の●で完成までに要する費用ということでして、現計画案が350億円、河道掘削案が630億円、引堤・河道掘削案が640億円、ダム操作ルールの見直し案が450億円、新桂沢ダム1ダム案が400億円、遊水地案が600億円、そして水田等の保全案が640億円。現計画案が350億円で最も安い案になっております。2つ目の●で維持管理費用につきましてもまとめておりまして、現計画案は年3,400万円、現状よりも高くなります。また、遊水地案については4,700万円、同じく増加をします。このほかにも3つ目の●で中止に伴う費用というのがございまして、現計画案では事業を中止していないので中止の費用は発生しませんけれども、その他の各案につきましては、現在施工中の工事現場の処理でありますとか、利水者にこれまでいただいた事業の負担金の還付がございますので、合わせて10から20億円程度の費用が別途必要になってくるということをもとめております。

続きまして3ページをご説明いたします。実現性の評価軸ということで、1つ目の●土地所有者等との調整の関係、2つ目の●その他の関係者との調整についてご説明いたします。現計画案、新桂沢ダム1ダム案というのは、民地の買収でありますとか家屋移転は終わっておりますけれども、引堤・河道掘削案、遊水地案、水田等の保全案につきましては、これらの案について地権者との対応が新たに必要になってまいります。各案に組み合わされております河道掘削について、各案その量に応じた家屋や橋の対策というのが必要になってまいります。これに応じた調整が必要になるのですけれども、現計画案というのが最も少なく、移転家屋は14戸、橋も2橋ということになっております。その他の案の場合には、70戸程度の移転家屋が生じるほか、最大で15橋の橋の対応等も必要になってまいります。このほか、現計画案というのは共同事業者との調整が終わっておりますけれども、ダム操作ルール見直し案でありますとか新桂沢ダム1ダム案の場合には、関係者との調整が必要となります。また、ダム操作ルール見直し案に関しましては下流への放流量が増えますので、地域の理解というものがこの案の前提となってまいります。続きまして実現性の3つ目の目、4つ目の●のところでございます。実現性の見通しについて、法制度でありますとか技術上の隘路といったものは各案特別にございません。

持続性でございます。各案とも持続的な管理は可能であると考えておりまして、各々差はございません。

続きまして4ページをご説明いたします。柔軟性につきましては、地球温暖化に伴う気候変化でありますとか社会の変化といった将来の不確実性に対する柔軟性があるかどうかといったところでございます。現計画案では新桂沢ダム、三笠ぼんべつダムをつくります。また、新桂沢ダム1ダム案については新桂沢ダムをつくります。これらにつきましては、関係者との調整がつけばという前提ですけれども、容量を再編等して、容量の融通等が可能になります。河道掘削案や引堤・河道掘削案、あるいはその他の案につきましても、可能な部分もあるのですけれども、物理的な掘削の限界でありますとか地域との調整があり、容易ではない要素がございます。

続きまして地域社会への影響でございます。1つ目の●事業地及びその周辺への影響というところをご説明して、現計画案、新桂沢ダム1ダム案につきましては、貯水することによって地すべり対策が必要になってまいります。一方、引堤・河道掘削案、遊水地案、水田等の保全案につきましては、営農に関する影響が想定されておるところでございます。続きまして、2つ目の●地域振興に対してどのような効果があるかということでございますけれども、新桂沢ダムを含む現計画案、新桂沢ダム1ダム案につきましては、三笠市の構想に既に利用が位置づいておるといったことを反映させた評価をしております。続きまして、3つ目の●地域間の利害の衡平への配慮がなされているかということでございます。現計画案、新桂沢ダム1ダム案につきましては、現段階で補償

措置によりまして水源地の理解は得られているといった状況でございます。一方、その他の案につきましては、新たな引堤で左右岸の問題でありますとか、あるいは遊水地や水田について効果がある下流域と実際の事業地、これが上流になるものですから、そのところの利害の調整が必要になるといった差がございます。

続きまして環境への影響をご説明したいと思います。まず、1つ目●水環境に対してどのような影響があるかということでございます。水環境に関して言いますと、現計画案、新桂沢ダム1ダム案は、放流水の対策として選択取水設備の整備の必要があるということの評価しております。富栄養化につきましては、完成前と同様と推測されております。現計画案の三笠ぽんべつダムにつきましては、流水型のダムでございますので洪水時のみ湛水するのですけれども、貯めた水を後からゆっくり出すものですから、一時的に濁りが増加する。そういったものの対策が必要になる可能性があるといったことを評価しております。なお、平常時には水質あるいは水位を変化させませんので、そのところは影響は小さいという評価をしております。

続きまして5ページでございます。環境への影響につきまして、2つ目●生物多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるかという評価でございます。現計画案、新桂沢ダム1ダム案につきましては湛水域が増加します。また、引堤・河道掘削案、遊水地案についても、築堤により影響が想定されております。また、河道掘削案につきましては、各案組み合わせで保全策が必要になってまいりますけれども、特に対策案につきましては、現計画案よりも掘削の量が大きくなってまいります。このため、量に応じた内容が必要になってまいるといった評価をしております。続きまして3つ目●土砂流動についての評価をしております。現計画案を含めダムに関係する案につきましては、シミュレーションなどで影響が小さいことを想定しております。また、河道の掘削を実施した区間において、再び土砂が堆積する場合は掘削が必要となると想定されます。最後になりますけれども、4つ目の●景観、あるいは人と自然との豊かな触れ合いというところの評価でございます。新桂沢ダムにつきましては湖水面の上昇を評価しておりますし、また引堤・河道掘削案、遊水地案につきましては大きくそこが変わりますので、そういった変化を評価しておるところでございます。

以上が洪水調節、治水対策案の説明でございます。

続きまして、資料5-2新規利水（水道用水）について説明いたします。

まず目標につきましては、1つ目の●各案とも必要な開発水量、あるいは取水可能量、4つ目の●水質などの条件は満足するように対策案を設定しております。また、2つ目の●段階的な効果の確保といたしまして、現計画案は10年後に効果が確保されておりますけれども、他の案というのは関係機関との調整が前提になっているといった差がございます。

コストにつきましては、1つ目の●完成までの費用については、現計画案が約5,0

00万円であり最も安価になっております。河道外貯留が6億円、ダム再開発が4億円といったことになっております。2つ目の●維持管理に関する費用なのですが、現計画案は年10万円程度、河道外貯留については500万円、ダム再開発については現状と同程度といった評価になっております。3つ目の●中止に伴う費用につきましては、洪水調節のところでご説明したような中止に係る費用が、対策案については発生するといったことを評価しております。

続きまして2ページでございます。実現性の評価軸でございますけれども、1つ目の●土地所有者等の協力の見込み、2つ目の●関係する使用者の同意、3つ目の●発電への影響、4つ目の●その他の関係者等との調整といったことを評価しております。現計画案につきましては、家屋移転でありますとか関係者等との調整は完了しております。一方、対策案につきましては、新たに土地所有者の協力でありますとか関係機関との調整が必要になります。また、北海土地改良区でありますとか発電の電源開発株式会社からは、対策案により影響が出ないようにというご意見が出ております。また、対策案につきましては、現桂沢ダムの発電については継続されるのですが、計画に盛り込まれている新たな発電事業というのは実施できなくなるといった差がございます。続きまして5つ目の●事業期間というところでございます。現計画案は工事契約から6年を想定しておりますけれども、ほかの案につきましては、2年の施設整備に加えて、新たに関係機関でありますとか住民との調整といった期間を要することになります。6つ目の●、7つ目の●法制度あるいは技術上の隘路というのは、特にございません。

持続性についても、いずれの案も特別な問題はございません。

続きまして3ページ、地域社会への影響でございます。1つ目の●事業地及びその周辺への影響につきましては、現計画案については洪水調節のときの整理と同じでございます。2つ目の●地域振興に関しまして、現計画案については三笠市の構想に既にダム湖の利用が位置づけられています。ほかの対策案につきましても、関連した整備があればということなのですが、その可能性はあるといった評価でございます。3つ目の●地域間の利害の衡平への配慮がなされているかということでございますけれども、現計画案につきましては、現段階で補償措置により水源地の理解が得られております。その他の案につきましては、新たに地域の協力を得る必要があるといった評価をしております。

最後に環境への影響の評価でございます。1つ目の●水環境については、現計画案につきましては洪水調節の整理と同じです。河道外貯留施設案につきましては、貯水池の富栄養化の可能性が想定されております。2つ目の●地下水につきましては、各案とも影響はないと考えております。3つ目の●生物の関係につきましては現計画案、河道外貯留施設案は湛水面積が増加しますので、その分の環境保全措置が必要ということになります。4つ目の●土砂流動につきましても、各案ともに影響は小さいと想定しております。5つ目の●景観につきましては、新たな水面をつくる河道外貯留施設は一定の変化

を想定しております。6つ目の●CO₂排出負荷のところですが、現計画案は新規発電を予定しております、そのことを記載しております。

続きまして、資料5-3新規利水（工業用水）についてご説明いたします。

目標でございますけれども、目標につきましては1つ目の●各案ともに必要な開発水量、取水可能量の条件を満足しております。4つ目の●水質につきましては、地下水を利用する案につきまして取水点によって差があります。2つ目の●段階的な効果の確保といたしまして、現計画案につきましては、10年後に効果が確保されます。ほかの案につきましては、関係機関との調整が整えば同じ効果が発現しているとの評価をしております。

続きましてコストでございます。1つ目の●完成までの費用につきましては、現計画案は6億円で最も安くなっておりまして、対策案は22億円から67億円とコストがかかるということになっております。2つ目の●維持管理に要する費用について、現計画案については年70万円程度、地下水取水案、ため池案、既得水利の合理化・転用案は5,000から7,000万円の費用がかかるということになっております。3つ目の●その他の費用として、現計画案以外は中止に伴う費用が21億円程度かかるということの評価でございます。

続きまして実現性というところの評価でございます。2ページでございますけれども、1つ目の●土地所有者等の協力の見込み、2つ目の●関係する河川使用者の同意、3つ目の●発電への影響、4つ目の●その他の関係機関との調整を評価しております。現計画案につきましては新規利水（水道用水）でご説明したとおりでございます。対策案につきましては、新たに土地所有者の協力でありますとか、関係機関等との調整が出てくるということの評価になっております。また、北海土地改良区でありますとか電源開発株式会社からは、対策案により影響が出ないようにといった意見が出されております。続きまして5つ目の●事業期間でございます。現計画案につきましては、工事契約から6年を想定しております。ほかの案につきましては3年の施設整備に加えまして、新たに関係機関でありますとか住民との調整といったものが必要になってまいります。6つ目の●、7つ目の●法制度、技術上の隘路といったものについては、地下水を取水する案につきましては、ほかに影響がないようにといったこともございまして、揚水量に関する調査が必要でございます。

持続性につきましては、特別の差はございません。

3ページにまいりまして、地域社会への影響でございます。1つ目の●事業地などへの影響につきましては、現計画案は洪水調節でお示したとおりです。地下水を取水する場合につきましては、地盤沈下でありますとか井戸枯れといったものの可能性があります。2つ目の●地域振興につきましては、地下水取水案、既得水利の合理化・転用案については効果を想定しておりません。3つ目の●地域間の利害の衡平につきましては、

対策案は新たに利害の調整が必要になるといったことを評価しております。

続きまして環境への影響でございます。1つ目の●水環境についてですけれども、現計画案につきましては洪水調節と同じ整理をしております。ため池案につきましては、貯水池の富栄養化の可能性があります。2つ目の●地下水につきまして、地下水取水案、既得水利の合理化・転用案につきましては、地盤沈下のおそれがあります。3つ目の●生物につきましては、現計画案、ため池案というのは湛水域が増加しますので、その保全措置が必要になります。4つ目の●土砂流動につきましては、おのおの影響は小さいと想定しております。5つ目の●景観につきましては、新たな水面をつくるため池案というのが一定の変化を想定しております。6つ目の●CO₂の負荷量につきましては、ポンプを使う案につきましてCO₂排出量の増加といったことを評価の中に反映しております。

続きまして最後になりますけれども、資料5-4流水の正常な機能の維持の評価でございます。

目標につきましてですけれども、1つ目の●各案ともに必要な開発水量、取水可能量などといったものは満足しております。4つ目の●水質について、地下水取水案については取水地点により水質が異なります。2つ目の●段階的な効果の確保といたしまして、10年後、水系間導水案あるいは地下水取水案というのは関係機関との調整が整えば供用には達しませんけれども、事業中にはなっているといった評価をしております。

続きましてコストについてです。1つ目の●完成までの費用につきまして、現計画案は170億円、対策案につきましては各々440億円、280億円のコストがかかります。2つ目の●維持管理費につきましては、現計画案は2,100万円、水系間導水案が2億7,000万円、地下水取水案については3億9,000万円のコストがかかります。3つ目の●その他の費用につきましては、新規利水（水道用水）と同じように中止に伴う費用が対策案については21億円程度必要になるといったことでございます。

__続きまして2ページで実現性の評価をしております。1つ目の●土地所有者等の協力の見込み、2つ目の●関係する使用者の同意の関係、3つ目の●発電への影響、4つ目の●その他の関係者との調整ということでございます。新規利水（水道用水）と同じように、対策案につきましては新たに土地所有者でありますとか、関係機関との調整が必要になります。また、同じように北海土地改良区でありますとか、電源開発株式会社からは対策案による影響について出ないようにといった意見が出ております。5つ目の●事業期間につきまして整理をしております。現計画案については工事契約から6年を想定しておりますけれども、その他の案につきましては9年の施設整備に加えまして、関係機関との協議といったものが想定されます。6つ目の●、7つ目の●法制度、技術上の隘路は、地下水取水案の揚水量に関する調査を除き、特別ございません。

持続性につきましては、地下水取水案の取水量が多いものですから、長期的な取水に

対する影響の懸念がまとめられております。

最後の3ページでございます。地域社会への影響ということで評価をしております。1つ目の●事業地及びその周辺への影響につきまして、現計画案につきましては洪水調節とご説明と同じなのですけれども、地下水取水案というのは地盤沈下であるとか井戸枯れの可能性がございます。2つ目の●地域振興につきまして、対策案については効果が想定されません。3つ目の●地域間の利害の衡平につきましても、水系間導水案あるいは地下水取水案というのは、新たに利害の調整が必要になってくるといった評価をしております。

続きまして環境への影響でございます。1つ目の●水環境につきましては、現計画案につきましては洪水調節と同様、水系間導水案につきましては導水元と導水先の水環境への影響の可能性がございます。地下水取水案につきましては、伏流水への影響の可能性がございます。続きまして2つ目の●地下水水位につきましては、地下水取水案につきましても地盤沈下のおそれがあるということの評価をしております。3つ目の●生物の関係につきましては、現計画案につきましては洪水調節と同じ評価、水系間導水案につきましては導水元と導水先への影響、地下水取水案につきましては伏流水への影響に関する評価をしております。4つ目の●土砂流動につきましては、各案とも影響は小さいと想定しております。5つ目の●景観につきましては、各案これについても影響は小さいというふうに想定しております。6つ目の●CO₂排出量の負荷につきましては、ポンプを使う案についてはCO₂排出量が増加するといった評価をしているところでございます。

以上が目的別の評価軸ごとの評価について、ご説明を申し上げたところでございます。

続きまして、これらの評価結果を用いた総合評価の考え方をご説明いたします。資料6をご覧くださいと思います。この中で、幾春別川総合開発事業の目的別の総合評価と総合的な評価をご説明いたします。

1ページ目が洪水調節の評価でございます。これまで7案につきまして、7つの評価軸において評価を行いました。実施要領細目に基づきまして、今回総合評価を行っております。細目では一定の目標を基本としまして、コストを最重要視しまして、時間的な実現性を確認した上で、最終的に全ての評価軸で評価をするといった段取りになっております。その結果をまとめたのが、四角囲いのところでございます。

- 1) 一定の安全度、西川向地点で1, 100 m³/sを確保することを基本とすれば、コストについて最も有利な案は現計画案であります。
- 2) 時間的な観点から見た実現性として、10年後に効果を発現していると想定される案は現計画案、ダム操作ルール見直し案、新桂沢ダム1ダム案であります。
- 3) 持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響の評価軸については1)、2)の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、洪水調節について最も有利な案は現

計画案であるといった評価を取りまとめております。

続きまして2ページが新規利水（水道用水）についての評価でございます。これまで3案について、6つの評価軸で評価を行ってまいりました。同じように結果が四角囲いのところがございます。

- 1) 一定の目標、開発水量0. 100 m³/sを確保することを基本とすれば、コストについて最も有利な案は現計画案であります。
- 2) 時間的な観点から見た実現性として、全案10年後に目標を達成すると想定しております。
- 3) 持続性、地域社会への影響、環境への影響の評価軸につきましては、1) の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水（水道用水）について最も有利な案は現計画案であるといった評価を取りまとめております。

続きまして3ページに新規利水（工業用水）についての評価を取りまとめております。これまで5案について、同じく6つの評価軸で評価を行っております。四角囲いのところが評価の案でございます。

- 1) 一定の目標、合計0. 149 m³/sを確保することを基本とすれば、コストについて最も有利な案は現計画案であります。
- 2) 時間的な観点から見た実現性として、全案10年後に目標を達成すると想定しております。
- 3) 持続性、地域社会への影響、環境への影響の評価軸につきましては、1) の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、新規利水（工業用水）について最も有利な案は現計画案であるといった評価を取りまとめております。

続きまして4ページに流水の正常な機能の維持についてご説明いたします。同じく3案について評価をしておりまして、最終的な取りまとめが四角の囲いの中になります。

- 1) 一定の目標、西川向地点で概ね2. 3 m³/sを確保することを基本とすれば、コストについて最も有利な案は現計画案となります。
- 2) 時間的な観点から見た実現性として、10年後に目標を達成すると想定される案は現計画案になっております。
- 3) 持続性、地域社会への影響、環境への影響の評価軸について、1)、2) の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、流水の正常な機能の維持について最も有利な

案は現計画案であるといった評価を取りまとめております。

これらの評価をもとに総合的な評価をまとめたのが5ページでございます。これにつきまして、総合的な評価（案）を四角の囲いの中にまとめております。

治水、新規利水（水道用水、工業用水）、流水の正常な機能の維持について目的別の総合評価を行った結果、最も有利な案は現計画案となっております。全ての目的別の総合評価の結果が一致しました。よって、総合的な評価について最も案は現計画案であるとの取りまとめをさせていただきます。

以上です。

○事務局（河川調整推進官）：

目的別の総合評価と総合的な評価の仕方につきましては資料6の6ページで添付してございますので、必要がありましたらそちらをご覧くださいと思います。

説明の時間が長かったですが、それでは、評価軸ごとの評価並びに目的別の総合評価、さらに総合的な評価結果としまして、現計画案が最も有利であると評価させていただきました。これにつきまして構成員の皆様方からご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

すみませんけれども、ご意見がございましたら、挙手をしていただきまして、ご発言していただければと思います。構成員の皆さん、ご意見、何かございますでしょうか。三笠市様、お願いします。

○三笠市長（小林 和男）：

三笠市長の小林でございます。ただいまずっと洪水調節にかかわる対策案の比較、それからまた新規利水にかかわる対策案の比較、水道用水、工業用水、最後には流水の正常な機能の維持にかかわる対策案の比較、いずれにしてもコストの面、あるいは色々な内容の面から、総合評価として現計画案が妥当であるという判断をされたということについて、私どもとしては大変ありがたいと思うと同時に、地元として大変ありがたい評価させていただいているところでございます。

ご承知のように、この幾春別川総合開発事業計画につきましては、石狩川水系の1つの事業として昭和32年に完成しました桂沢ダム完成以後、私の記憶では約8回ほどの水害等がございました。そういった中で、尊い生命が失われるという非常に悲しい状況と、さらに床上浸水あるいは床下浸水、あるいは農地の冠水などによって、大変な被害をこうむってきたわけでありまして。

そういう中で、今回新しく幾春別川総合開発事業として、現在のダムをかさ上げして新桂沢ダム、そしてさらに洪水調節の意味で三笠ぼんべつダムという特殊な穴あきダムをつくるという計画が出されて、今日まで作業をしようとして進めてまいりましたが、残念ながら平成21年9月18日、前原国土交通大臣によって全国143のダム事業の見直しということが発表されまして、それから今日まで足かけ4年にかかる議論がなされてきたわけであります。

この間、私どもは色々とその案に向かって、何とか現計画を速やかに再度決定していただいてやっていこうということで、色々運動もしてまいりましたが、今日は最後の会議だと理解しておりますが、やっと私どもが主張してまいりました方向に意見がまとまるのではないかと考えておりました、私ども地元としては、大変感謝をいたすところでございます。

細かいことについては、まだまだ議論があるところだと思いますけれども、とにかく今回の現計画案が一番妥当であるという評価をいただいたことを心から感謝を申し上げますとともに歓迎をいたして、賛意を表して、私の意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

ほかに構成員の方。石狩市様、お願いします。

○石狩市長（田岡 克介）：

雨のほうにつきましては、評価書のとおり、普通、何々であるが何々であるとか、A、Bを比較して、似たようなケースが想定し得るから、いろんな評価をしようというレベルでしたらわかるのですが、評価書に出たように、実現性という項目があるように、実現化がほとんど見込むことができない、あるいはあつたとしても非常にコストが高いといったようなことが、結果としてわかるというよりは、もうわかっていたことを大変な労力をかけてやることになりました。

それはそれで意味が全くないとは言いませんが、制度が先にあって、現実が伴っていないと思います。ある意味、制度が現実は何年もかけて動いていっているのに、片一方の中央では、ある日突然やめましたと、ある日突然復活するというような議論がされて、一体この会議は何だろうということさえ新聞を見たときに思いました。

その間、北海道は集中豪雨のリスクにさらされると、この時間の中においてさえそのリスクというものが高まっているという現実を考えたときに、画一的な制度をつくるよりは、より現実的に、ある仕分けといたしますか、次の段階にいったらイエス、ノーと相当スピード感を持った感じで、したがって評価書がこんな分厚い、最初の評価項目から

いったら随分少なくなっているのですが、どうも制度に踊らされて、いつの間にか東京では答えが出ているのではないかと感じざるを得ないほど政治が動いているという状況を見ると、私たちは、やってきたことについては、この中身については評価もさせてもらいますし、こういうことが恐らく流域全体の住んでいる人たちに説得力を持つと思いますが、これからの事業を進めるに当たって、全部がシミュレートできません。

例えば今回の災害で、道路が防潮堤の役割をしたというようなことは恐らく評価の対象としてシミュレートすることは難しいことです。ですからダムは、ここに書いているような目的以外にもさまざまな効果が生じるのでないかと。これから、これまで経験していないことを含めて。そうすると、相当ざっくり最初で評価の対象とすべきものか、しないものかということから始めて、そこるところに時間をまずかけていかないと。中身を見ると、水田が代わりになるかなんて話までやると、その間、何をやってきたのだろうという感じさえします。

局側の皆さんのご苦勞は、本当にありがたいと思っておりますし、中身については賛成です。

以上です。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

ほかにご意見ないでしょうか。江別市様、お願いします。

○江別市長（三好 昇）：

江別市長でございます。私どものほうも、最初からお話し申し上げておりますけれども、政策的、政治的な時間の問題の話は石狩市長さん、三笠市長さんが述べられました。私も全く同感でございますので、そういう意味でのお話は避けさせていただきますけれども、下流域にあるまち江別としましては、洪水対策が非常に重要であります。

さらには、今の気象条件からいきましたら、速効性といいましょうか、早くやらなければ、何年もかけて検討していても、実効性がなければ全く意味がないわけですから、そういう意味では、決められたら早く実施していただきたい。そして、洪水対策をしていただきたい。

さらに今回は利水ということもありまして、利水を考えますと経費の面がどうしても重要になると思います。水利用のほうの影響も出てきますので、当然それは一番コストが安くて、しかも速効性がある事業、そしてできますれば、ある意味では環境対策も意識した上でやっていただく。

そうなりますと、現計画の形が一番ベターである、最適であるという評価が出たようです。これ以上時間をかけないで、早くやっていただきたいという思いでいっぱいのご

ございます。そういう意味でいきますと、今後において、これからどういう手続がされるかわかりませんが、なるべく簡素に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

新篠津村様、お願いします。

○新篠津村長（東出 輝一）：

それでは、一言申し上げたいと思います。これまで3回の検討の場、そして今日は4回目なのですけれども、3回目までの検討の評価といったものを取りまとめ、また、このような膨大な資料をお作りになった局の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

今お三方からお話がありまして、私も同じようなことなのですけれども、言葉はちょっと乱暴かもしれませんが、無駄な時間を過ごしたなという感じを持っております。そしてまた今、江別市長さんからもお話があったように、私ども下流域に住む者としては、洪水対策というか、水害が一番心配なわけでございます。

そういうことでは、今年度から着手することになりました北村遊水地、このことで大変地域の住民も、そういった意味では一つの安心感を覚えております。これは15年ものことですからちょっと長いのですけれども、この現行案につきましても、当初の予定では平成16年度に完成ということが延び延びになり、政権交代によって、ここまた3年ぐらい延びるということでございますから、一日も早く検討結果を出して、そしてまた再開をしてほしい、それが下流域に住む者の願いでございます。

そういった意味では、私どもたまたま石狩川の治水期成会の一員でもございまして、来月の中には期成会として関係省庁に要望要請活動をいたしますけれども、そういった意味では、この流域の者が皆さんこぞって、この現行案でやっていただきたいと思いますというように関係省庁に要請、要望することが大切ですし、当局としてもひとつよろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

ほかにございませんか。岩見沢市様、お願いします。

○岩見沢市長（松野 哲）：

岩見沢市の松野でございます。私ども岩見沢市は、桂沢ダムから水道水並びに治水と

いう面で大変多大な恩恵を受けております。例えば治水の面にしましても、工事が止まったままではございますが、9月のゲリラ豪雨とも言うべき集中豪雨の際には、桂沢ダム
の放水を止めていただきまして、幾春別川の水位をかなり低く保っていただきました。
そういったこともございますし、何よりもまた、これから水道企業団の問題もございま
す。

そういった意味では早く現計画、目的別の評価、さらには総合的な評価、特に私ども
が重視するのはコストと時間の実現性でございます。さらにそれに加えて、桂沢ダム
のあるお隣の三笠市にとりましては、三笠市の振興という課題もございます。そう
いった意味では、開発局として速やかに対応方針を決めていただきまして、また、
本省でスピード感を持って方針を決めて、事業の実施に向けて取り組んでいただ
きたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。美唄市様、お願いします。

○美唄市都市整備課長（近藤 孝利）：

美唄市でございます。美唄市といたしましては、これまで国からいろいろな工法
などが示されたわけでありまして、新しい工法で行うには、地域との調整や測量、
設計などにまた時間を要し、着工から完成まで数十年かかるのではないかと危惧
しているところであり、その間ゲリラ豪雨などによる災害への対応や地域住民の
安全・安心を守る上でも、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持とい
う目的別に行った総合評価で、安全度、コスト、実現性などにおいて最も有利
な新桂沢ダムと三笠ぽんべつダムを整備する現計画案が最も妥当と考え、美唄
市の意見といたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

当別町様、お願いします。

○当別町副町長（近藤 光徳）：

当別町です。当別町は石狩川の最下流部に位置しておりまして、石狩川が洪水
になりますと、1週間から10日ぐらい高い水位が続くという状況でございま
して、当別町内、石狩川に接している部分は標高が4mから5mという、石
狩川の高水位よりずっと低い地盤ということもございまして、できるだけ石
狩川の水位は低い状況になってほしいと考えているところでございます。

現在、河道掘削あるいは河道の拡幅等をしていただいておりますけれども、それとあわせて、今回桂沢ダムの完成によりまして洪水流量が少しでも下がれば、その影響は当別町にも大きく効果があると考えていますので、現計画どおり、このような気象状況もありますので、早期に事業の推進をしていただければと考えますので、よろしく願いいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

それでは、札幌市様、お願いします。

○札幌市下水道河川担当局長（吉岡 亨）：

札幌市でございます。札幌市も下流に位置する自治体といたしまして、これまでも治水対策の重要性は実感しているところでございますし、昨今の雨の降り方等を踏まえますと、治水対策は一層のスピード感を持って進める必要があるのだろうと考えるところでございます。

今いろいろ首長様からお話ございましたように、私も一土木技術者としても、改めての確認のための大変膨大な作業ということが必要になったということで、開発局におかれましても大変な作業を実施していただいたということについては、本当にご苦労があったのだろうと思うところでございます。

昨今の治水対策、雨水対策は、公助、共助、自助という中で、ハード一辺倒ということではないものだとは思いますが、これまでも各首長様のほうからお話ございましたように一刻も早く、ハード整備というものが前提となってこれからの治水対策、防災対策があるのだろうと思っております。こういった膨大な作業の中で現計画案が最も有利であるというお話ございましたので、今後は速やかに実現されることをお願い申し上げて、札幌市からの意見とさせていただきます。

以上でございます。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

ほかに、北海道様、お願いします。

○北海道土木局長（土栄 正人）：

それでは、私のほうから。昨年の東日本大震災から早くも1年半が過ぎたところでございますけれども、その間におきましても、昨年の近畿あるいは東北での大雨災害、また今年の夏も、九州北部で過去に経験のないような大雨が続いておりまして多大な被害

が発生したほか、つい最近、まさに岩見沢、三笠周辺における集中豪雨で浸水被害が生じたところでございます。

これら近年頻発しております大雨災害を始め、前ぶれもなく襲ってくる災害に備えた体制の整備や災害に強いまちづくりを進めていくことは、非常に重要な課題であると考えているところでございます。

また、北海道の開発につきましては、全国に比べましてその歴史はまだ浅く、河川の整備率なども依然として低い状況にありますことから、道民の生活と産業を支えるという役割を担っている治水事業の一層の整備促進が必要であると考えているところでございます。

そうした中で、新桂沢ダムにつきましては、現在の桂沢ダムが持つ洪水調節、かんがい、水道用水の機能に洪水調節、水道・工業用水等の容量を上乗せするものでございまして、また、三笠ぼんべつダムにつきましても、治水専用のダムとしてそれぞれの機能を果たすことが期待されてございまして、安全・安心な地域づくりと地域産業の発展に寄与する重要な施設であるというふうに考えてございます。

幾春別川総合開発事業につきましては、今回のこの検証作業におきまして、目的別に評価軸を定めてご丁寧な評価をしていただき、今回こうして一定の結論が出されたものと理解をしているところでございます。

今回示されました報告書(素案)につきましては、持ち帰って検討した上で、後日予定されてございます地方公共団体の長からの意見聴取の際に改めて意見を述べさせていただきたいと考えてございます。

また、今後意見募集、あるいは学識経験者からの意見聴取など幾つかの残されていることは承知してございますが、国土交通大臣のダム事業見直しの表明から約3年、具体的な検証作業が始まってから既に約2年が過ぎておりますことから、速やかに残りの手続を終えまして、国土交通省におきましても早急に対応方針を決定し、災害に強い安全・安心な地域づくりの実現に向けて前進をしていただけるよう願ってございます。

それがまた地元の方々の長年の思いでもあると思っているところでございます。

以上でございます。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

構成員の皆様方からご意見をいただきました。もし追加等ご意見がございましたら。では、三笠市様、お願いします。

○三笠市長（小林 和男）：

若干追加させていただきたいと思いますが、実は今までのこの問題についての議論の

中で、財政的な、あるいはコストのことから、三笠ぽんべつダムの方は要らないのではないかという話が聞こえてきたことも事実でございます。

しかし、それがなければだめだとなったのが、今年の9月の9日から12日までの4日間に降った雨であります。これは9月1カ月間に降る雨量の82%がこの4日間で降りました。その結果、桂沢ダムから放水をしなくても、最大の支流であります奔別川が、穴あきダムをつくるのは毎秒30m³という予定になっておりますが、その4倍の毎秒120m³の水が奔別川から流れてきた。

その結果、3つの地域で畑の冠水、あるいは道路の冠水、さらには住宅の床下・床上浸水がありました。そのために約19世帯25名が自主避難をするというような事態もございまして、その後、私ども地域に行ってみても、まだ畳を起こしたままになっているというような現状になっております。

そういうことから、ぽんべつダムはどうしても、洪水調節のため、あるいは洪水を起こさないために欠くことのできないダムだということをぜひ理解していただきたいと思っております。

それからまた、ご承知のように昨年、三笠を始め岩見沢、そして南空知一帯は大変な大雪でございました。私どものまちの一番桂沢寄りにあります幾春別地区では、この冬で降雪量が14mを超えております。この雪が、もし新桂沢ダムが既に計画どおりできておれば、この春に水として満々とたたえることができたのだと思います。

しかし、残念ながらでき上がりませんから、結局その水は放水という形に出されてしまって、その結果、農業用水はカットせざるを得ないという事態も生まれてまいりました。そして、7月、8月の最も水が必要なときには、ダムの水が枯渇するのではないかといいところまで追いやられまして、ご承知のように最低7月には貯水量が最低21%まで下がったのは事実であります。

その結果、水道用水にカビが発生する可能性が強くなってきた。いわゆるカビ臭が出てきたというようなことから、桂沢浄水場では活性炭やら、あるいは色々な薬品、そしてまた桂沢ダムの水量が大量に少なくなったため濁度が大きくなるというようなこともございまして、大変な事態を迎えておりました。

これ以上雨が降らなければ、三笠、岩見沢、美唄3市の飲料水がなくなるという非常に厳しい環境に置かれたことも、今年の実事であります。ですから、先ほど来、各関係市町村からお話ございましたように、一刻も早くこの幾春別川総合開発計画が遂行されて、事業が再開されることを心からお願い申し上げて、最後の私の意見にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございました。

もしほかに追加でご意見とかございましたらお願いしたいのですけれども、よろしいでしょうか。

全ての構成員の方からご意見をいただきましたので、検討主体でございます北海道開発局より総括的な説明を行わせていただきます。

○事務局（河川計画課長）：

河川計画課長の原でございます。本日は、さまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

かなり見づらい資料で、長時間の説明になってしまったのですけれども、まとめますと、治水対策案としましては現計画案を含めて7案につきまして、新規利水の対策案につきましては水道用水については3案、工業用水については5案、流水の正常な機能の維持につきましては3案というものについて、詳細な検討をさせていただきました。その結果としまして、新桂沢ダムと三笠ぼんべつダムを含む現計画案が最も有利な案であるという総合的な評価の案を説明させていただきました。

ここに至るまでには、一昨年12月に検討の場を開催して以来、相当長い時間を要しております。三笠市長は足かけ4年というふうにおっしゃっておられましたし、ほかの委員の皆様からも、これまでの作業に対してご評価をいただきつつも、時間がかかっているということに対するご意見が多かったと思っています。これも有識者会議が全国共通でこういう形で検証していきましようということを示した検証に係る実施要領細目に基づいて、本当に予断なく検討してきた結果であるということで、時間がかかったことにつきましてご容赦いただきたいと思っております。

今後の予定なのですけれども、本日の審議結果を踏まえまして、検討報告書の素案について、さまざまな意見をいただく作業を行うという手続に入ります。次の議事で、資料7ということで用意させていただいておりますけれども、これでご説明させていただきたいというふうに思っていますが、学識経験を有する者ですとか、関係住民、関係利水者、関係地方公共団体の長からの意見聴取、さらには一般の住民からの意見募集を実施いたしまして、検討報告書の原案というものを取りまとめることにしております。

もう少し時間がかかりますけれども、先ほどから、この後は急いで作業をするようにとか早く進めるようにというような意見が多かったかと思えます。私どもとしましてもスピード感を持って進めていきたいと考えておりますので、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○事務局（河川調整推進官）：

続いての議事でございます。資料7の意見聴取の進め方についてご説明させていただきますが、資料1を出していただけるでしょうか。本日、意見聴取につきましては、先

ほど原より説明ございましたけれども、意見聴取のポイントとしまして、学識経験を有する者、関係住民、関係利水者、関係地方公共団体の長のご意見を聞くということで、意見聴取の対象としましては、開発局が実施しております1回目から4回目までの検討の結果をまとめております資料8の骨子と資料9の素案、資料10の別冊資料をお示しさせていただきます、意見聴取をする予定でございます。

それでは、具体的な意見聴取の進め方につきまして担当よりご説明申し上げます。

○事務局：

資料7を用いてご説明いたします。1ページのところでございます。

意見聴取の進め方についてなのですけれども、お手元の資料で、対象につきましては、先ほど申し上げた検討報告書の素案でございます。

意見を聴く者と聴取方法なのですけれども、まず学識経験を有する者のご説明をいたします。これにつきましては河川法16条の2に準じまして、河川整備計画策定の際にご意見をお伺いしました学識経験を有する者の意見を聴く予定としております。内容につきましては別添1、ページで言いますと2ページになっておりまして、ここに書いてある学識者の方々にご意見を伺う予定にしております。また、意見を聴く場の開催も考えておりまして、岩見沢市内を予定しております。

続きまして②の関係住民の意見なのですけれども、これにつきましても河川法に準じまして、意見を聴く場を開催する予定としております。別添2というのが、ページで言いますと4ページにございます。意見聴取の方法なのですけれども、意見を聴く場というのを開催しようと思っております、聴取の対象者としては札幌市、岩見沢市、美唄市、江別市、三笠市、石狩市、当別長、そして新篠津村であり、場所につきましては、これについても岩見沢市内を想定しております。

③といたしまして、関係地方公共団体の長に意見を聴くということで、北海道知事様のご意見を伺う予定にしております。

先ほど申し上げました①と②の学識経験者、住民の意見につきましては、募集期間でありますとか開催の日取り、これにつきましては後日決定しまして、報道等へのお知らせとかホームページでお伝えする予定でございます。

最終的に地方公共団体の長の意見を聴きまして、関係利水者の意見としまして、水道の桂沢水道企業団様、工業用水道の北海道様、発電の電源開発株式会社様に意見を聴く予定としております。

以上です。

○事務局（河川調整推進官）：

ただいまの説明、あるいは全体を通してご意見、ご質問等ございますでしょうか。よ

ろしいでしょうか。

4. 閉 会

○事務局（河川調整推進官）：

そうしましたら、時間が少し早く終わりますけれども、本日の議事を全て終了させていただきます。ご出席の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。

なお、本日配付いたしました資料につきましては、北海道開発局のホームページにて公表させていただきます。また、議事録につきましても、皆様方のご確認をいただいた後、同じく公表させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして第4回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。